久留米市コミュニティ審議会 第2回会議

平成24年5月8日(火)14:00~ 久留米市役所305会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員の交代について
- 4 議事
 - (1) 第1回審議会について
 - ①会議録等の作成及び公開について
 - ②会議録について
 - ③会議録要旨について
 - (2) 校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について 『諮問事項』
 - 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について (1)校区コミュニティ組織と市の協働推進について
 - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉会

久留米市コミュニティ審議会 委員名簿

(平成24年5月8日)

選出区分	氏名	組織・役職名
	古賀 倫嗣	熊本大学教育学部 教授 副学部長
1 号委員 (学識経験者)	満岡 誠治	久留米工業大学 工学部 准教授
	古賀桃子	特定非営利活動法人 ふくおか NPO センター 代表
	ミゾグチ ヒロシ 溝口 寛	久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長
	タケムラ トシフミ 竹村 俊文	田主丸校区まちづくり振興会 会長
	シモカワ マサハル 下川 正春	弓削校区まちづくり振興会 会長
	マッダ マサナリ 松田 正也	城島校区まちづくり創造会議 会長
	アリマ ヨシノブ 有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会 会長
2 号委員 (地域コミュニティ	※井手 和芳	久留米市校区まちづくり連絡協議会(地域連絡部会)
組織の代表者等)	湊本 玲子	久留米市校区まちづくり連絡協議会(市民学習部会)
	宇野ック	久留米市校区まちづくり連絡協議会(事務局連絡会議)
	^{オカ} リッコ 岡 リツ子	久留米市地区社会福祉協議会連合会 会長
	ナカノ タケノリ 中野 武則	久留米市地区環境衛生連合会 会長
	イケダ ヒロコ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会 会長
	佐藤 理恵	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議 (日吉校区)
3 号委員	イマムラ イサオ 会村 勲	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構 代表理事
(市民公益活動団体	古賀慶子	特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっご (理事)
の代表者等)	村井 森木	ツインズクラブ久留米 代表
	また 大	協働推進部 次長
4 号委員 (市職員)	サトター ミッコシ 佐藤 光義	市民文化部 次長
(11-10027)	伊﨑 より子	協働推進部 男女平等政策課 課長
5 号委員	岩嵜 和子	久留米人権擁護委員協議会 会長
(市長が特に必要と	※吉田 裕子	久留米市社会福祉協議会 事務局長
認める者)	^{タカヤマ} ・	みどりの里づくり推進委員会 委員

※新任委員 (敬称略)

久留米市の「協働によるまちづくり」

1 協働によるまちづくり

今日、生活様式が大きく変化し、核家族化や少子高齢化、あるいは子育て支援、高齢者の介護、障がい者の支援などの社会的課題、また生活環境の維持改善、防犯・防災等の安全に関わる課題など、地域における課題が増加している。

このため、これからの住み良い地域社会づくりのためには、行政と地域住民との適切な役割分担により課題に対応する当事者として、地域コミュニティの必要性と重要性が注目されている。

さらに、コミュニティは、これまでの行政主導のまちづくりの段階を経て、「自らのまち は自らの手でつくる」という住民主導のまちづくりの主役となりつつある。

ところが、地域課題の増加に加え、都市化やライフスタイルの多様化などによる住民関係 の希薄化や担い手の不足などの現状もあり、従来の自治会というコミュニティ単独での活動 では、多くの課題に対する取組みが困難となってきた。

このため各自治体では、従来の地域コミュニティの活性化とともに、より広いエリアの枠組みを対象とした、効果的・効率的なコミュニティ組織によるまちづくり活動を推進している。

さらに、昨今のコミュニティにおいては、任意団体といえども、公益的な活動を行い、その財源を地域に求める以上は、規約・役員体制・事務局的機能といった組織機構を一定整備し、民主的かつ公正な運営ができる基本的な体制が必要となっている。

コミュニティもNPO(民間非営利組織)も行政も、その地域や住民の快適で幸福な生活を望み、その実現のための活動を行っている。これら地域社会の構成員が主体的に自らの活動をすすめ、適切な役割分担のもと、相互の機能を補完しているという姿がまちづくりの理想である。

久留米市は、平成 18 年 3 月に策定した新総合計画〔第 2 次基本計画〕の中で、これからの地域社会を創っていくには、都市づくりの構図をこれまでの行政主導から市民と行政の協働へと転換し、市民と行政とが主体的に役割を担う協働のまちづくりを推進していくこととしている。そのためには、市民と行政の適切なパートナーシップの確立と地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進めていくことが重要であるとしている。

この協働によるまちづくりは、「補完性の原理」を基本に進めていくことが必要であり、 協働の関係が成り立つには、それぞれの組織が自立し、かつ対等の立場であることを前提と している。

これからのコミュニティは、自助・共助・公助の精神を尊重し、自立した組織としての責

任と役割を果たし、「住みよいまちづくり」を進めていくことが求められている。

こうした市民との協働のまちづくりの理念に基づいて、自立した単位自治会を基盤としながら、単位自治会で解決できることは単位自治会で、校区で解決できることは校区で、そして行政はそれらへの支援を行うという、コミュニティを主体とした協働のまちづくりを推進してきた。

2 協働の基本原則

「協働によるまちづくり」に取り組むためには、市民、地域コミュニティ組織、市民公益 活動団体、事業所の皆さんや行政が、相互に連携協力して、それぞれが次の「協働の基本原 則」を理解し、行動することが大切である。

【協働の基本原則】

①対等の原則 上下の関係ではなく、対等の立場に立つこと。

②目的共有の原則 協働の目的を確認し、共有化すること。

③自主・自律の原則 常に自立した関係を保ちつつ、その活動は、自主的かつ自己責任 の下で行われるものであること。

④相互理解の原則 それぞれの特性及び立場を理解し合い、お互いの共通点や相違点

を認識すること。

⑤公開の原則 協働の過程や結果について積極的に情報を公開すること。

■用語の整理

■用語の登理	
協働	地域社会を構成する各主体が、お互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等の立場で、それぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、課題解決や目標達成に取り組むこと。
コミュニティ	同じ地域に住む人々がお互いに支えあいながら協力して、明るく住みよい、安全で安心な地域社会をつくっていこうとする地縁による団体であり、自発的・自律的な団体。 人々が情報を共有し、信頼関係に立って自分達でルールを作り、自主的な活動が行われている。
市民活動 (久留米市市民活動を 進める条例第3条第1 項第1号)	主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。
市民公益活動団体 (久留米市市民活動を 進める条例第3条第1 項第2号)	市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。ア 公序良俗に反する活動を行う団体 イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)ウ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
地域コミュニティ組織 (久留米市市民活動を 進める条例第3条第1 項第3号)	自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。

校区コミュニティ組織	自らの地域を自らが住みよくする活動を組織的かつ継続的に行う小学校区の総合的なネットワーク型組織である。その名称は校区によって異なる。会長のほか、校区内の自治会や各種住民団体の長等が役員となり、拠点施設や事務局を整備し、生涯学習・社会教育、人権、青少年、環境、福祉、防犯、防災、高齢化などといった様々な人づくりやまちづくりに、校区一体となって取り組んでいる。
各種住民団体	消防団、防犯協会、子供会、校区環境衛生連合会、老人クラブ、婦人会、暴力追放推進協議会、自主防災組織など、地域におけるまちづくり活動を推進するために、おおむね小学校ごとに設立された組織である。 団体によっては、連合会等を結成し、全市的な活動が行われている場合もある。
校区コミュニティセン ター	「校区コミュニティセンター」とは、人づくりやまちづくり活動の拠点であり、住民の誰もが気軽に集える場である。
自治会	地域によっては、町内会や区とも呼ばれ、自治区がいくつか集まって構成されている。自治会は、校区コミュニティ組織や各種住民団体の基盤となる地域コミュニティ組織の一つである。久留米市には約660の自治会が存在する。その規模はまちまちで、1000世帯以上で構成される自治会もあるが、10世帯に満たない自治会も存在する。また、自治会によっては集会所などの不動産を所有する場合もある。
自治区	地域によっては、隣組、班、組などと様々な名称で呼ばれ、隣近所の10世帯程度の集まりで、日常生活をするうえで、自然に、ご近所づきあいが発生する最も小さいコミュニティである。久留米市では、この自治区ごとに自治委員が決められ、自治委員を中心に、回覧板の回覧、市広報紙の配布、会費の徴収などが行われている。地域によっては、高齢化などの理由により、自治委員への成り手がなかなかいない状況にある自治区もある。
久留米市校区まちづく り連絡協議会 (久留米市校区まちづ くり連絡協議会会則)	校区コミュニティ組織をもって構成され、校区コミュニティ組織相互の連携、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究及び解決に努め、各校区コミュニティ組織の個性を活かしたまちづくり活動の活性化並びに充実を図ることを目的とする。

市民活動を進める条例第10条各号に規定する「市の基本施策」に対応する事業一覧【平成24年度版】

実施主体	人材育成	広報支援	情報提供	場の提供	連携・交流	財政支援	その他
			*** **** * * * * * * * * * * * * * * * *				
協働推進課	○市政パートナー制	○情報紙ジョイナス	○ボランティア情報	○みんくる設置	○市民活動フォー	〇キラリ輝く市	○市民活動を
(市民活動全般)	度	○メールマガジン発	ネットワーク事業		ラム開催	民活動活性化	進める条例
	○協働ガイドブック	行	(団体情報)		○メーリングリス	補助金	の制定
	作成	○ボランティア情報	○メールマガジン発		F	○市民活動保険	
	○条例チラシ啓発	ネットワーク事業	行			○みんくるへの	
	○協働に関する出前	(イベント・ボラン				指定管理	
	講座	ティア募集情報)					
	○市民活動に関する	○広報くるめ掲載					
	出前講座		O IABLA MANAGERA	0.11.12			
地域コミュニティ課	○感謝状贈呈	○市公式ホームペー		○校区コミュニテ	○まちづくり推進	○校区コミュニ	〇法人化支援
(地域コミュニティ組	○校区まちづくり連	ジでの地域のお祭	. ,,	ィセンター整備	事業費補助	ティ組織運営	(相談・書類作
	絡協議会主催の校	り記事の掲載	○校区まちづくり連	支援	○行政情報伝達業	費補助	成支援)
織等)	区事務局職員研修	○市公式ホームペー	絡協議会を通じた	○校区まちづくり	務委託(広報紙)	○校区コミュニ	
	を支援	ジに校区コミュニ	情報提供など	連絡協議会の会	○校区まちづくり	ティセンター	
	○転入者への市民便	ティ組織公式ホー	○校区まちづくり連	議会場として市	連絡協議会への	等建築費補助	
	利帳等配布(自治会	ムページをリンク	絡協議会ホームペ	庁舎会議室を提	支援	○まちづくり推	
	加入·地域活動参加	○地域情報連絡奨励	ージへの情報提供	供		進事業費補助	
	促進を記載)	補助				○地域情報連絡	
						奨励補助	
						〇行政情報伝達	
						業務委託(広報	
						紙)	
						○校区まちづく	
						り連絡協議会	
						助成	
市民活動サポートセ	○市民活動の相談受		○ホームページ運営	○会議室、作業室、	○みんくる合コン	○NPO法人化	○法人化支援
ンター	付	○チラシ・新聞記事等	○チラシ掲示	交流スペースの	○市民活動フォー	支援	(相談・書類作
	○NPO等に関する	掲示	○メールマガジン編	提供	ラム受託	○助成金情報等	成支援)
「みんくる」	出前講座	○ホームページ運営	集		○ボランティア募	提供	
	○市民活動個別勉強		○ジョイナス編集		集やイベント情		
(古の七字符理者)	会				報の個別収集		
(市の指定管理者)	○スキルアップ講座						
	○ボランティア講座						

4 議事

(2) 校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について

- 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について
- (1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

【現状及び課題】

市は、協働のまちづくりの観点から、校区コミュニティ組織と連携協力して「まちづくり」を進めている。

しかしながら、市職員の協働に関する共通認識が十分でなく、市と校区コミュニティ組織との情報や課題の共有化が不十分である。また、全市的な情報や課題は、市から久留米市校区まちづくり連絡協議会を通じて校区コミュニティ組織へ提供するなどしているが、市は、校区コミュニティ組織からの十分な情報収集ができていない。

このように、情報や課題の共有化が十分でないまま、市は、校区コミュニティ組織に連携協力を求めている状況である。

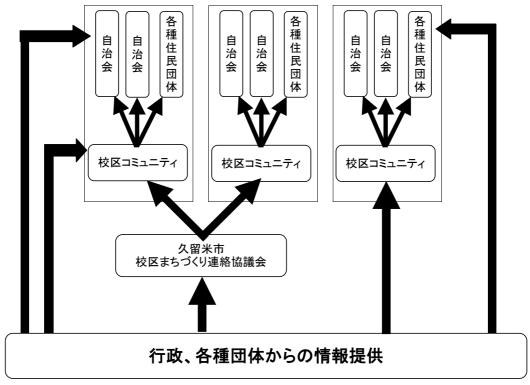
市は、校区コミュニティ組織や自治会、各種住民団体など地域コミュニティ組織の大切さと、地域コミュニティ組織との連携協力がなくては市の多くの業務が成り立たないということを全職員が理解し、各校区に出向いて実態把握に努めるなど、「行動する職員」を育成していく必要がある。

【提起】

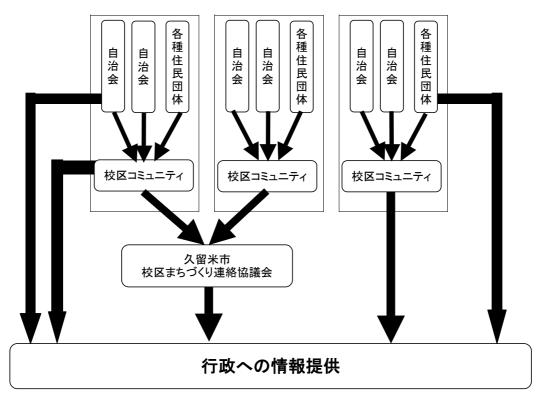
校区コミュニティ組織と市が、相互に協働について理解を深め、良好で対等な関係 や、共通認識化のための仕組みを構築することで、さらなる協働の推進が期待でき る。

- 相互理解の促進
- ・久留米市校区まちづくり連絡協議会との連携協力
- ・ 庁内体制の活用

行政と校区コミュニティ組織の情報発信イメージ



校区事業(補助金)、生涯学習(委嘱学級、補助金、成人式、募集、参加)、 環境、防災対策、防犯、人権、交通安全、観光、イベント参加など



校区だより、実績報告、調査報告、総会資料など

平成23年度 市から久留米市校区まちづくり連絡協議会への報告事項

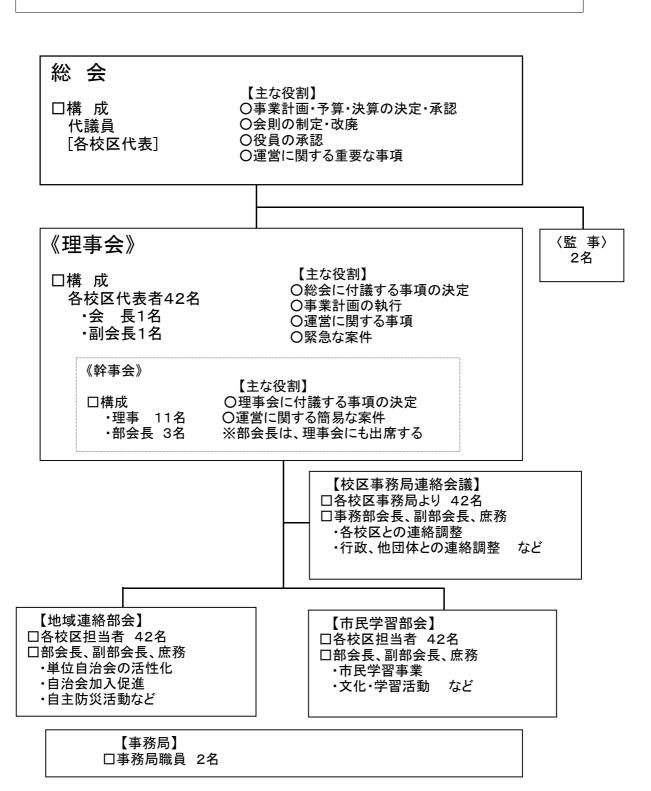
	年月日	会議名	議題
1	平成23年4月20日(水)	第1回校区事務局連絡会議	校区コミュニティ組織運営費補助金について
2	<i>II</i>	"	校区生涯学習振興費について
3	"	<i>II</i>	委嘱学級交流会について
4	平成23年4月21日(木)	第1回地域連絡協議会	緊急時の連絡体制について
5	平成23年5月18日(水)	第2回校区事務局連絡会議	地域担当保健師について
6	"	"	講座案内
7	"	"	校区コミュニティ組織運営費補助金について
8	"	"	生涯学習振興費補助金等について
9	平成23年6月14日(火)	第3回幹事会	地域での防災対策について
10	"	"	福岡県公民館大会について
11	"	"	LLサークルバンクについて
12	"	"	人権のまちづくりコーディネーター講座について
13	"	"	23年度運営費補助金の実地検査について
14	<i>II</i>	"	市人権・同和教育研究協議会の負担金について
15	平成23年6月15日(水)	第3回事務局連絡会議	市同権への加入継続のお願い
16	"	//	地域での防災対策について
17	"		24年度補助金算定に係る事業計画等の提出について
18	"	"	校区生涯学習振興事業費補助金について
19	"	//	委嘱学級の館外学習について
20	"	"	LLサークルバンクについて
21	"	"	人権のまちづくりコーディネーター講座について
22	"	"	福岡県公民館大会について
23	平成23年6月17日(金)	第2回地域連絡部会	地域での防災対策について
24	平成23年6月22日(水)	第3回理事会	地域での防災対策について
25	"	"	LLサークルバンクについて
26	"	"	人権のまちづくりコーディネーター講座について
27	"	"	久留米市景観賞募集について
28	"	"	23年度運営費補助金の実地検査について
29	平成23年7月12日(火)	第3回幹事会	セーフコミュニティについて
30	"	"	校区コミュニティ組織運営費補助金の実施検査について
31	"	"	男女共同参画社会~女性の出不足金問題について
32	平成23年7月20日(水)	第4回校区事務局連絡会議	青少年学校外活動について
33	<i>II</i>	"	LLサークルバンクについて
34	"	"	校区コミュニティ組織運営費補助金支払い等について
35	平成23年7月27日(水)	第4回理事会	セーフコミュニティについて
36	<i>II</i>	"	校区コミュニティ組織運営費補助金の実施検査について
37	"	"	男女共同参画社会~女性の出不足金問題について
38	平成23年8月17日(水)	第5回校区事務局連絡会議	自主防犯等団体アンケート調査について
39	"	//	健康づくり実践優良団体表彰にかかるチラシ等について
40	"	//	社会教育関係団体リーダー人権教育研修会等について
41	平成23年8月24日(水)	第5回理事会	市民活動を促進する条例案について
42	平成23年9月14日(水)	第4回市民学習部会	校区委嘱館外学習について
43	平成23年9月21日(水)	第6回校区事務局連絡会議	
44	"	//	北筑後公民館研修会について
45	"	"	有馬朗人氏講演会について
46	"	"	委嘱学級(館外学習)時の医療行為の必要な事故発生時の際の連絡体制について
47	平成23年10月11日(火)	第6回幹事会	くるめ光の祭典「ときめきファンタジー」のチラシ・ポスターの掲示について
48	"	"	土砂災害警戒区域等の設定について
19	"	"	「協働力向上セミナー」の開催について

	年月日	会議名	議題
50	平成23年10月20日(木)	第4回地域連絡部会	市民活動を促進するための「条例」骨子について
51	平成23年10月26日(水)	第7回理事会	「協働力向上セミナー」の開催について
52	"	<i>II</i>	防犯灯設置費補助金の申請及び電気料金区分の変更について
53	"	"	九州新幹線の利用促進について
54	平成23年11月8日(火)	第7回幹事会	久留米市民公開シンポジウムについて
55	平成23年11月16日(水)	第8回校区事務局連絡会議	成人式について
56	"	"	校区事務局長研修会について
57	平成23年11月24(木)	第8回理事会	久留米市コミュニティ審議会の設置について
58	"	"	市民活動を促進するための条例「骨子」案のパブリックコメント結果について
59	"	"	市民活動に関する職員アンケート調査結果について
60	平成23年12月13日(火)	第8回幹事会	交通安全指導員の推薦依頼について
61	平成23年12月21日(水)	第9回校区事務局連絡会議	成人式について
62	"	"	研修会について
63	"	"	LLサークルバンクについて
64	"	"	人権・同和教育研究集会について
65	平成24年1月10日(火)	第9回幹事会	市民活動を進めるフォーラムの開催について
66	"	"	平成23年度防犯灯設置費補助交付申請等について
67	平成24年1月18日(水)	第10回校区事務局連絡会議	生ごみリサイクル等について
68	"	"	防犯灯設置費補助金について
69	"	"	校区コミュニティ組織運営費補助金について
70	"	"	委嘱学級について
71	"	"	成人式について
72	"	"	わがまちリーダー養成講座について
73	平成24年1月25日(水)	第9回理事会	第15回くるめつつじマーチについて
74	"	"	市民活動を進めるフォーラムの開催について
75	"	"	防犯灯設置費補助金交付申請等について
76	"	"	わがまちリーダー養成講座について
77	平成24年2月14日(火)	第10回幹事会	避難支援マップについて
78	"	"	新規採用職員研修における地域活動の啓発に関する取り組みについて
79	"	"	北部一般廃棄物処理施設建設計画について
80	"	"	都市計画マスタープランの作成について
81	"	"	防犯灯設置に係る補助について
82	平成24年2月15日(水)	第11回校区事務局連絡会議	校区コミュニティ組織運営費補助金について
83	"	"	校区生涯学習振興事業費補助金について
84	"	"	わがまちリーダー養成講座について
85	平成24年2月22日(水)	第10回理事会	避難支援マップについて
86	"	"	新規採用職員研修における地域活動の啓発に関する取り組みについて
87	"	"	都市計画マスタープランの作成について
88	II .	"	市民活動を支援する制度について
89	II .	"	九州新幹線久留米駅開業1周年記念イベントについて
90	"	"	北部一般廃棄物処理施設建設計画について
91	平成24年3月21日(水)	第12回校区事務局連絡会議	
92	"	11	校区コミュニティ組織運営費補助金について
93	"	11	親子クッキング教室について
94	平成24年3月29日(木)	第11回理事会	「いのちのバトン」について
95	"	"	みんなで創る地域密着観光事業について
96	"	"	市民活動を支援する制度について
97	"	<i>II</i>	自治会加入促進の取り組みについて

久留米市校区まちづくり連絡協議会組織図[平成24年4月現在]

【目的】

校区コミュニティ組織相互の連携、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究及び解決に努め、各校区コミュニティ組織の個性を活かしたまちづくり活動の活性化並びに充実を図る



久留米市協働によるまちづくり推進調整会議設置要綱

平成23年8月25日

【目的】

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるにあたり、部間連携を進める 必要がある施策について、協働の視点でより円滑に推進できるよう、必要 な事項を協議する場として久留米市協働によるまちづくり推進調整会議を 設置する。

協働推進部

部長【議長】

農政部

次長

総合政策部

総合政策課長 財政課長

行財政改革推進課長

商工観光労働部

次長

総務部

次長

人事厚生課長

都市建設部

次長

技術担当次長

総合支所

次長

市民文化部

次長

上下水道部

次長

健康福祉部

次長

教育部

次長

子ども未来部

次長

議会事務局

次長

環境部

次長

議長が別に指名する者

事務局:協働推進部